第八十一条の十六中「又は同日前に開始した事業年度で当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下この条において「分割前事業年度」という。）の所得に対する法人税（当該連結法人が当該」を「（当該」に、「に自己を」を「に当該連結法人を」に、「適格合併を行つた」を「適格合併が行われた」に、「（同項」を「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）」に改め、「又は分割前事業年度」を削り、「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

第八十一条の十八第一項中「連結法人が」を「連結法人に」に、「支出し」を「帰せられ」に、「収入すべき」を「帰せられる」に改め、「の金額をいう。）」の下に「がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額」を加え、「金額又は」を「金額と加算調整額（当該連結法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結法人に係る第二号から第四号までに掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額とし、当該連結法人の当該連結事業年度の」に改め、「とする。）」の下に「がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額」を加え、「に、当該連結法人に係る税額調整金額（第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額を減算した金額をいう。）を加算し、又は減算した」を「と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該合計した金額から加算調整額を控除した」に改める。

第八十一条の十九第一項中「当該連結親法人の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）」を削り、同項第一号中「第三項」を「次項及び第六項」に改め、「が最初連結親法人事業年度（」の下に「連結親法人の」を加え、「最初の連結親法人事業年度をいう。以下この号」を「最初の連結事業年度をいう。以下この条」に改め、同号イ中「次項及び第六項」を「以下この条」に改め、同号ロ中「支出すべき」を「その連結法人に帰せられる」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（連結納税義務者）」を削り、「の連結親法人事業年度」を「の同項の連結事業年度」に、「同号の規定にかかわらず、同号」を「同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これら」に改め、同項第一号中「前連結親法人事業年度の」を「当該前連結事業年度の」に、「当該前連結親法人事業年度」を「当該前連結事業年度」に改め、「（第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、同項各号に定める期間の開始の日）」を削り、同号イ及びロ中「連結親法人事業年度」を「連結事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結子法人（当該連結事業年度開始の時において当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は連結確定法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二　当該連結子法人（当該連結事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併で法人を設立するものをいう。第四項及び第六項において同じ。）により解散したものを除く。）の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

4　第八十一条の十九第四項から第六項までを次のように改める。

第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の連結事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのうちいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては適格合併（法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び適格合併（連結内合併及び連結親法人を設立するものを除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　第一項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度　当該合併に係る被合併法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次項において「被合併法人の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の当該開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二　第一項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）の前連結事業年度　当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次号において「被合併法人等の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該前連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額